

令和2年12月1日(火)～12月31日(木)

年末の交通安全県民運動

令和2年度滋賀県交通安全スローガン

速さより
マナーで競う
湖国道^{みち}

あせらずに
あおる心に
ブレーキを

同じだよ
自転車、車、
左側



運動の重点

- ① 子どもを中心とする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ② 高齢ドライバーを含む高齢者の交通事故防止
- ③ 飲酒運転、妨害運転等の危険運転の防止
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全課交通安全対策室 TEL 077(528)3682

滋賀県防犯・交通安全 検索と、検索してください。

令和2年 年末の交通安全県民運動

令和2年 12月1日(火)～12月31日(木)

子どもを始めとする歩行者の安全と 自転車の安全利用の確保

「思いやり、ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう

次代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要です。

車を運転中に子どもや高齢者を見かけたら、徐行または一時停止するなどして、その行動に十分注意して運転をしましょう。

自転車の安全利用の促進 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
- 5 子どもはヘルメットを着用



飲酒運転、妨害運転等の 危険運転の防止

飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故の発生件数は11件、死者数は3人、負傷者数は13人です。(令和2年8月末)

飲酒運転は犯罪です。少しでもお酒を飲んだら運転は絶対にやめましょう。また、飲酒運転を「しない・させない・許さない」環境づくりに努めましょう。



妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の防止

令和2年6月30日から妨害運転にかかる罰則規定が施行されました。

妨害運転は、重大な交通事故につながる悪質・危険な運転行為です。十分な車間距離を保つとともに無理な進路変更や追越し、幅寄せなどは絶対にやめましょう。

妨害運転の罰則	
罰則	3~5年以下の懲役 又は 50~100万円以下の罰金
行政処分	免許取消し 違反点数25~35点



高齢ドライバーを含む 高齢者の交通事故防止

高齢者の交通事故が全体の約3～5割

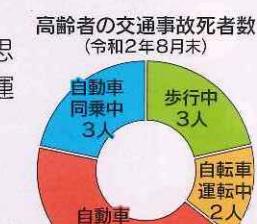
滋賀県内の高齢者が関係する事故の発生件数は、562件(31.1%)、高齢者の死者数は、14人(46.7%)です。(令和2年8月末)

高齢者マークを表示している車には思いやりとゆずり合いの気持ちを持って運転しましょう。

運転免許証の自主返納

高齢ドライバーの方は、加齢に伴う身体機能(視力、聴力、反射神経など)の変化が運転に及ぼす影響を理解して安全運転を心がけましょう。

運転に不安がある方は、家族や身近な人に相談するなどして運転免許証の自主返納を考えてみましょう。



横断歩道利用者 ファースト運動の推進

横断歩道は歩行者優先

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における一時停止状況について、2020年8月にJAFが調査した結果、全国平均21.3%に対して、滋賀県は18.7%と全国平均を下回っています。

道路交通法では、「横断歩道は歩行者優先」と定めています。

信号機のない横断歩道の手前には、「横断歩道あり」の道路標識や路面標示(ダイヤマーク)が設置されています。これらが見えたら、

- 横断歩道付近の安全確認をしましょう
- 歩行者や自転車がいるときは一時停止しましょう

また、横断歩道やその周辺に歩行者などが見えなくても、物陰や自動車の陰から横断する可能性があります。横断歩道に近づいたら、速度を落とし、歩行者の有無を確認しましょう。



「交通事故のない安全・安心な滋賀」

道路を利用するすべての方が「思いやり」と「ゆずり合い」の気持ちを持って行動しましょう!